

図書取次施設設置運営要綱

制定 平成 30 年 2 月 19 日教育長決定 要綱第 20 号

改正 令和 3 年 6 月 23 日教育長決定 要綱第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、図書取次施設（以下「施設」という。）の設置および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 区民への図書サービスの利便を図るため、施設を置く。

2 施設の名称および位置は、別表第 1 のとおりとする。

(取扱事務)

第 3 条 施設において取り扱う事務は、次のとおりとする。ただし、武蔵小山図書取次施設においては、第 8 号から第 10 号までの事務のみを取り扱う。

(1) 図書資料の館内利用および館外貸出し

(2) 図書資料の整理および維持管理

(3) 資料案内および資料相談

(4) 図書館利用の案内、登録、更新、変更等の事務

(5) 利用者への連絡、督促等の事務

(6) 児童（中学生以下）に対するサービスの提供

(7) 地域連携事業の企画・運営・協力

(8) 品川区立図書館所蔵の予約資料の館外貸出し

(9) 品川区立図書館所蔵資料の予約受取りと処理

(10) 前各号のほか、施設の目的達成のため必要な事業

2 前項の事務の実施については、品川区立図書館運営要領（平成 9 年 3 月 31 日品川図書館長決定）の規定を準用する。

(開所時間)

第 4 条 施設の開所時間は、別表第 2 のとおりとする。

(休所日)

第 5 条 施設の休所日は、次のとおりとする。

(1) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条および第 3 条第 3 項に規定する休日（武蔵小山図書取次施設に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、品川図書館長は、特に必要があると認める場合は、休所日以外の日に休所することができる

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に品川図書館長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
「大崎駅西口図書取次施設」 (愛称「おおさきこども図書室」)	品川区大崎二丁目11番1-204号
「武蔵小山図書取次施設」	品川区小山三丁目22番3号

別表第2 (第4条関係)

名称	開所時間
「大崎駅西口図書取次施設」 (愛称「おおさきこども図書室」)	午前8時から午後8時まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前9時から午後7時までとする。
「武蔵小山図書取次施設」	午前8時から午後7時まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条第2項に規定する休日にあつては、午前10時から午後3時までとする。